

居屋敷に渡り、各、屋形をば美々敷建て並べける云々と。慶長の金澤城古圖には前掲の如く載之。

○村井豊後守長頼舊第

有澤武貞の金澤細見圖譜に、初は三ノ丸御異風の稽古所の地は、村井豊後守長頼の屋敷也。天正十二壬申の年末森役の砌も、早々一左右を聞き居られたる咄あり。後は今の權現堂の地に村井氏居せらると云ふ。又富永本末森記には、天正十三年三月廿一日、佐々成政加州鷹巢へ焼働の時、村井又兵衛は二ノ丸に有りければ、彼注進を聞きもあへず打ち出かけたれば、眞先にこそ出にけれ云々。と記載す。按ずるに、右二ノ丸は三ノ丸の書損なる歟。但し三州志來因概覽附録に、玉泉丸、古へ西ノ丸と號す。村井豊後城代たる頃、此の地に第あり。亞相公夜話録に、金城西ノ丸に村井豊後城代してある頃、公京より下向光臨あり云々。有澤永貞頭書に、金澤城西ノ丸、初は村井豊後居住、後二ノ丸の内に居住のよし。次第に城内廣くなるに付、今の權現堂の所村井氏屋敷の由。とあり。又云ふ。武貞の甲寅筆記に、三ノ丸射手異風稽古所の地は、長頼第ありと。景周此の二説を併考する

ときは、初め三ノ丸、其の次二ノ丸、其の次西ノ丸、其の次北ノ丸、其の次今の村井居第地、五轉すと見ゆ。數度の轉第、此の内過聽もあるべけれども、永貞・武貞の説に因つて辨する時は如此。といへり。平次按ずるに、村井氏、天正十二三年の頃、三ノ丸異風稽古所の地に居住ありし事は、末森後援の傳話にて著明也。西ノ丸居住の事は、村井長明の陳善録にて亦著明なれど、二ノ丸に居住の事は、未だその徵證を得ず。北ノ丸權現堂の地に居住の事は、慶長の金澤城古圖に村井出雲とありて、春香院殿此の地に居給ふ事松雲公夜話録に現る。おもふに、二ノ丸は三ノ丸の書損ならんか。

○長九郎左衛門連龍舊第

前顯慶長の金澤城古圖に、河北門の傍の地をば、長九郎左衛門と記載すれば、慶長の頃は三ノ丸に居第あること知られけり。但し信連記・可觀小説に、慶長五年大聖寺軍終つて後、長九郎左衛門連龍へ御城西ノ丸にて宅地を賜はり、家作すと見ゆ、有澤武貞の金澤細見圖附には、二ノ丸に長氏の屋敷有りと載せたり。長家譜には、慶長十六年九月好連没、同年弟連頼家督を繼ぎ、翌十七年長町に第地を賜はるとあ

り。

○三輪志摩長好舊第

前顯慶長の金澤城古圖に、長九郎左衛門居第の隣地を三輪志摩と記載す。三州志鍵囊餘考に云ふ。三輪志摩長好。世本作長吉非也。初名主水。其初作藏とも云ふ。采地七千二百六十石、元和五年致仕と家譜にあり。と自註す。平次按ずるに、慶長十六年五月十五日利長卿在判遺誠書の宛名連名中に、三輪志摩守殿と載せられたり。又同年九月廿三日、大身之人々へ下屋敷賜はるに付き、屋敷奉行淺野將監等への奉書に如左載せたり。

御家中下屋敷

七千二百五拾石

一、壹町八反

三輪志摩守

自餘之人々今略寫之

右中納言様御詮之並に、步割書付可遣旨、筑前様就御意如此候。以上。

亥九月廿三日

奥村河内守等連名

右知行高にて見れば、三州志に七千二百六拾石と載せたる

は非也。又慶長十九年十一月廿一日利光卿在判捷書に、代

官・給人對百姓非分之儀於申懸は、奥村伊豫守・三輪志摩守・横山山城守兩三人方へ可申理、穿鑿をとげ曲事に可行事。と載せられ、同年十二月廿日能州鹿嶋郡肝煎百姓への達書には、奥村伊豫守家福判、三輪志摩守長好判、横山夕庵道啓判と三人連署し、又元和三年正月十一日諸役赦免之品物目錄に、三輪志摩守・小塚淡路守二人の宛所也。寛永四年の土帳に、六千石三輪主水・隱居衆千石三輪法受と見ゆ、同六年閏二月十日渡部翠庵への書簡に、三輪法受日敬判とありて、西尾隼人と連署す。但し日敬の二字、散草にて詳かならず。若しくは日好ならんか。此の人の實名の事は、綱紀卿も早く穿鑿し給ひしと見えて、葛巻昌興自記に、延寶八年十二月八日、一昨夜三輪志摩名乘御尋被遊、志摩は岡嶋兵庫入道以心の掣也。依之兵部、以心に相尋候處、一信之由申越之。昨日言上之處、一信前後之名乘無之哉之旨、重而御尋之處、以心其儀は不奉存旨今日申越、兵部予を以言上之。右志摩は法舂して法受と號す。子主水吉信、其の子作藏也。志摩・主水は、七千石許領するのよし。又同九